

日本厚生労働省 指定的甲醛測定器

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第三条の二第一号の表の第七号の下欄の規定に基づき厚生労働大臣が別に指定する測定器を定める件（平成十五年五月七日厚生労働省告示第二百四号）

最終改正 平成二十七年 三月 十九日 厚生労働省告示第七十二号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）第三条の二第一号の表の第七号の下欄の規定に基づき、厚生労働大臣が別に指定する測定器を次のように定め、平成十五年六月一日から適用する。

指定番号 型式 製造者等の名称

番号	型号	会社	写真	番号	型号	会社	写真
1501	F P - 30	理研計器株式会社		1603	3分測定携帯型ホルムアルデヒドセンサー	株式会社バイオメディア	无
1502	710	光明理化学工業株式会社		1604	F A N A T - 10	有限会社エフテクノ	
1503	X P - 308 B	新コスモス電機株式会社		1901	C N E T - A	株式会社住化分析センター	
1504	91 P	株式会社ガステック		1902	M D S - 100	株式会社ガステック	
1505	91 P L	株式会社ガステック		2301	F M M - M D	神栄テクノロジー株式会社	
1506	T F B A - A	株式会社住化分析センター	无	2701	F P - 31	理研計器株式会社	
1601	I S 4160 - S P (HCHO)	株式会社ジェイエムエス		2702	713	光明理化学工業株式会社	
1602	ホルムアルデメータ htV	株式会社ジェイエムエス		2703	261 S	株式会社ガステック	无